News Release

２０２２年３月２８日

つながる
はじまる
なかの

中野区長定例記者会見資料

＜記者会見項目＞

▶子育て先進区の実現に向けた取組

①中野区子どもの権利に関する条例の制定

②中野区子どもの権利委員会及び中野区子どもの権利救済機関の設置

③児童相談所の設置

④若者育成支援事業の実施

⑤高校3年生までの医療費無料化に向けて

▶地域包括ケア体制の実現に向けた取組

⑥中野区地域包括ケア総合アクションプランの策定

⑦ひきこもり事業の実施

⑧中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例の制定

⑨子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種

▶活力ある持続可能なまちの実現に向けた取組

⑩中野二丁目再開発権利床活用事業に係る事業者募集

⑪中野区産業経済融資等の拡充

⑫中野区公契約条例の制定

⑬ゼロカーボンシティの実現に向けた取組

⑭中野区シティプロモーション事業「ナカノミライプロジェクト2021」

＜イベント等＞

▷中野区シティプロモーション事業助成

募集期間：3月28日（月曜日）～4月28日（木曜日）

中野区企画部 広聴・広報課　03-3228-8803

子育て先進区の実現に向けた取組

子どものセーフティネットを強化するとともに、子育て・子育ち環境や、地域全体で子育てを応援するための体制を整備します。

① 中野区子どもの権利に関する条例の制定
② 中野区子どもの権利委員会及び中野区子ども権利救済機関の設置
③ 児童相談所の設置
④ 若者育成支援事業の実施
⑤ 高校３年生までの医療費無料化に向けて

【発信者】企画部 広聴･広報課長　高村
電話番号　03-3228-8928

①－１　中野区子どもの権利に関する条例の制定

【問合せ】子ども教育部　子ども政策担当課長　青木
電話番号　03-3228-3264

▼背景

東京都内で児童相談所における児童虐待対応件数が毎年増加しているなど、子どもの権利が脅かされる深刻な事態が継続している。すべての人が子どもの権利を理解し、それぞれの生活・活動において子どもの最善の利益を考え、子どもの権利を尊重する地域社会を築くことが求められる。

子どもをパートナーとして、まち全体で子どもの成長を支え、子どもの権利を保障する、
子どもにやさしいまちをつくることを宣言するため、
「中野区子どもの権利に関する条例」を制定した。（２０２２年４月１日施行）

※２３区での制定は、世田谷区、目黒区、豊島区、江戸川区に次いで５番目

▼中野区における特徴

子どもを対象としたアンケートや意見交換会により、子どもが参加できる機会を確保

・中野区内の学校等への出前授業（全４回）

▸実施場所：区内中学校２校、宝仙学園高等学校女子部（保育コース）、国際交流協会日本語教室
▸意見の件数：３２７件（中学１年生～高校３年生）

・紙、Ｗｅｂによるアンケート

▸紙アンケート：全４回（ハイティーン会議や区内高等学校１校、児童館、図書館で実施）
回答件数７６２件（小学１年生～高校３年生）
▸Ｗｅｂアンケート：全３回、回答件数１１０件

・子どもと子育て家庭の実態調査（郵送・Ｗｅｂ）により意見聴取

▸意見の件数：区内在住の小学４年生～中学３年生（計７，５００名）

・児童館での意見聴取（全３回）

▸実施場所：若宮児童館、野方児童館、城山ふれあいの家
▸参加人数：小学１年生～高校１年生　計５８名

①－２　中野区子どもの権利に関する条例の制定

▼目的

中野区に関わる全ての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進する。

【基本理念】
①子どもは、その命が守られ、心身や尊厳が傷つけられることなく、愛情と理解をもって育まれること。
②子どもは、その意見、考え、思いを表明することができ、自分に関係のあることについてその意見等が尊重されること。
③子どもに関係のあるあらゆることについて、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えること。
④子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること。

▼主な内容

・区、区民、育ち学ぶ施設および団体、事業者の役割
・子どもの意見を求めるための「子ども会議」の開催
・子どもに関する取組を推進・検証するための機関の設置
・子どもが権利侵害を受けた際に救済するための機関の設置

▲条例の全文
（中野区ホームページ）

②－１　中野区子どもの権利委員会及び中野区子どもの権利救済機関の設置

【問合せ】子ども教育部　子ども政策担当課長　青木
電話番号　03-3228-3264

▼中野区子どもの権利委員会

子ども施策を推進するための基本となる計画及び子ども施策を検証する区長の附属機関

▸委員構成：区民、学識経験者等１０名
▸委員任期：２年
▸設置時期（予定）：２０２２年６月
▸委員会の役割：区長の求めに応じ、次に定めることについて調査や検討を行い、意見を述べる
① 子どもの権利の保障の状況に関すること
② 推進計画および子どもに関する取組の検証、改善等の提言に関すること
③ その他区長が必要と認めること

▼中野区子どもの権利救済機関

子どもの権利の侵害からの速やかな救済及び子どもの権利の保障を図る区長の附属機関
子どもが必要な相談ができるよう窓口を設置し、相談・調査専門員を配置

▸救済委員：学識経験者３名
▸委員任期：２年
▸開設場所：教育センター分室内（野方１－３５－３）
▸開設時期（予定）：２０２２年９月
▸委員の役割：
① 子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること
② 子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること
③ 権利侵害からの救済のため関係者に要請をすること
④ 権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明すること
⑤ ③の要請および④の意見の内容を公表すること
⑥ 権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関すること

③ 児童相談所の設置

【問合せ】子ども若者支援センター　児童相談所設置調整担当課長　半田
電話番号　03-5937-3265

２０１６年の児童福祉法の改正により特別区でも児童相談所の設置が可能になったことを受け、中野区は、２０２２年４月１日に**児童相談所を設置**する。

※２３区での設置は、世田谷区、江戸川区、荒川区、港区に次いで５番目

▼児童相談所の機能

原則１８歳未満の子どもに関する相談や通告を、子ども本人・家族・学校の先生・地域の方などから受け付け、関係機関（すこやか福祉センター、医療機関、警察等）と連携しながら子ども本人・家族を支援する。

▸主な相談内容：児童虐待、養育困難（保護者の病気や離婚等により家で養育できない）、障害（知的発達や言葉の遅れ）、育成（落ち着きがない、不登校）、里親などに関すること
▸体制：児童福祉司（２５名）、児童心理司（１３名）、保健師など

▼一時保護所の機能

児童の生命を最優先し、児童を一時保護する。

▸定員：１２名（女子５名、男子５名、幼児２名）
▸体制：児童指導員・保育士等（２０名）、看護師、学習支援員など

▼住所：みらいステップなかの（中央１－４１－２）６階
▼アクセス：東京メトロ丸の内線・都営地下鉄大江戸線中野坂上駅
Ａ１出口から徒歩２分

④ 若者育成支援事業の実施

【問合せ】子ども教育部　育成活動推進課長　細野
電話番号　03-3228-5795

▼目的

中野区全体人口の約４割を占める若者（中学生から概ね３９歳までの者）の、地域での幅広い交流や活動の機会をつくるとともに、若者の視点を区政や地域の課題解決に生かしていくため、若者の育成支援施策及び環境整備の取組を充実する。

▼運営方法

事業者の専門的知見やノウハウを生かした事業構築を行うため、事業実施・管理運営については、**民間事業者等に委託**する。

事業者は、企画提案公募型事業者選定方式により選定する。

▼委託内容

・ハイティーン会議の運営支援

▸**中学生および高校生世代（１２歳～１８歳）**をターゲット
▸団体のコネクションを活用した事業周知や参加者募集、専門性の高いファシリテーターを活用したワークショップ運営、事業報告会実施などの対外的な発信を行う

・大学生・社会人支援事業の検討

▸主に**大学生から社会人（おおむね１８歳～３９歳）**をターゲット
▸ファシリテーターを活用した、区への政策提言を主題とする若者会議の試行実施、参加者の他事業への協力体制構築など区と協働するユースワーカー育成のための仕組みの検討を行う

・ＳＮＳを活用した情報発信の企画運営支援

▸中野区公式ＳＮＳ（Ｔｗｉｔｔｅｒ、Ｆａｃｅｂｏｏｋ）を活用した情報発信の支援

⑤ 高校３年生までの医療費無料化に向けて

▼現行

０歳から１５歳（中学３年生）まで入院・通院費が無料

中野区では、現在、東京都の子ども医療費助成制度を活用し、独自に上乗せすることによって、所得制限を設けず、対象となる全世帯の医療費を無料にしている。

▼今後

東京都は２０２３年度から、所得制限を設けた上で、現在０歳から１５歳までとしている医療費の助成対象を１８歳（高校３年生）まで引き上げる方針を発表した。

これを踏まえ、中野区では、１６歳から１８歳についても、独自に上乗せすることによって、所得制限を設けず、対象となる全世帯の医療費を２０２３年度中に無料化することに向けて、検討していきたいと考えている。

地域包括ケア体制の実現に向けた取組

区民の多様な課題を受け止め、解決につなげる体制をつくるとともに、社会とのつながりの中で一人ひとりに寄り添った支援を行います。また、すべての人に居場所があり無理なく見守り、支えあう地域づくりを進めます。

⑥中野区地域包括ケア総合アクションプランの策定
⑦ひきこもり事業の実施
⑧中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例の制定
⑨子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種

【発信者】企画部 広聴･広報課長　高村
電話番号　03-3228-8928

⑥－１　中野区地域包括ケア総合アクションプランの策定

【問合せ】地域支えあい推進室　地域包括ケア推進課長　小山
電話番号　03-3228-5403

▼経過

中野区では、高齢者の方が可能な限り住み慣れた中野区で尊厳を保って最後まで生活することができるよう、２０１７年３月に「中野区地域包括ケアシステム推進プラン」を策定し、地域包括ケアシステムの構築を推進するために行政と区内の関係団体が一体となってこれまで様々な取り組みを進めてきた。

しかしながら、個人や家庭が抱える課題は複雑かつ複合化しており、これまでどおりの相談体制・制度では解決が難しくなっている。

誰一人取り残されることなく、支援を必要とする区民の年齢や抱えている課題の種類を問わず、一体的かつ重層的な支援を行うことができる地域包括ケア体制を構築することを目的として、区と区内関係団体及び区民がともに行動するための、

「中野区地域包括ケア総合アクションプラン」を２０２２年３月に策定した。

▼国が目指す『地域共生社会』の実現

国も、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な人々が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで区民一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創る「地域共生社会」の実現を目指している。

これは、中野区が進める**「すべての人を対象とした地域包括ケア体制の構築」**と理念を同じくするものである。

⑥－２ 中野区地域包括ケア総合アクションプランの策定

▼計画期間

２０２１年度から２０２５年度までの５年間

▼計画を支える８つの柱

柱ごとに課題・取組を明確化し、中野区、区民、関係団体が一体となって、「支える側、支えられる側という垣根のない、全員参加型社会の実現」を目指す。

柱１	本人の選択／権利擁護
柱２	住まい・住まい方
柱３	健康・社会参加・学び・就労
柱４	地域の見守り支えあい
柱５	生活を支えるサービス、生活を豊かにするサービス
柱６	地域医療
柱７	セーフティネット
柱８	子どもと子育て家庭、障害者及び高齢者特有の課題

▲総合アクションプラン
（中野区ホームページ）

▼今後の取組の方向性

・包括的相談支援体制の整備・強化
・アウトリーチ活動の役割・体制の強化
・居場所づくりや地域づくり、活動支援の強化

⑦－１　ひきこもり事業の実施

【問合せ】地域支えあい推進室　地域包括ケア推進課長　小山
電話番号　03-3228-5403

近年、ひきこもりや孤立など既存の枠組みでは対応しきれない課題がより深刻化している。自らＳＯＳを発信することができない人や、必要な支援を受けられていない人の実態を早期に把握し、適切な支援につなげていく必要がある。

▼国の取組
「ひきこもり支援施策の推進について」（２０２１年１０月２７日付厚生労働省通知）の中で、区市町村におけるひきこもり支援体制の構築に係る取組事項として、原則２０２２年度末までに、①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営を実施することとしている。

▼中野区の取組
ひきこもり状態にある方やその家族は、必要となる支援も一人ひとりの状況により異なるため、関係部署がそれぞれ個別に支援を行ってきた。
地域課題、地域づくり、支援方法などについて、当事者団体・家族会とともに検討し、中野区の実情に合ったネットワークを構築するため、市町村プラットフォームとして地域包括ケア推進会議に「ひきこもり支援部会」を設置。支援対象者の実態やニーズの把握や当事者・家族に適切に届く効果的な情報発信など検討を進めている。
今後、中野区のひきこもり支援を充実するために、２０２２年４月からひきこもり支援事業を**中野区社会福祉協議会**に委託し、「ひきこもり相談窓口」を設置するなど、ひきこもり状態にある本人やその家族が相談しやすい環境を整え、支援を強化する。

⑦－２ ひきこもり事業の実施

▼委託目的

ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。

また、重層的支援体制整備事業の参加支援事業として、既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりをつくるための支援を行う。

▼主な委託内容

・ひきこもり相談窓口の設置

▸ひきこもり相談窓口及び専用電話を設置し、対面または電話等により相談を受付

・ひきこもり支援に関する情報発信

・アウトリーチ等を通じた継続的支援

▸自宅を訪問したり医療機関等に同行するなど、アウトリーチ等を通じひきこもり状態にある本人や家族との信頼関係の構築に努めるとともに、区や関係機関と連携し継続的な支援を行う

・ひきこもり状態にある者を対象とした居場所づくり

・講演会の実施、家族会の支援

▼人員配置

社会福祉士の資格を有し、ひきこもり支援の経験のある者を適切に配置する。

⑧－１　中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例の制定

【問合せ】企画部　ユニバーサルデザイン推進担当課長　堀越
電話番号　03-3228-8039

２０２１年３月に改定された中野区基本構想において、「国籍や文化、年齢、障害、性別、性自認や性的指向などにかかわらず、誰もが地域の一員として安心して暮らし、地域の特色や今までにない新たな価値が生まれています」という１０年後に目指すまちの姿を掲げた。

加えて、男女共同参画社会の実現、中野区に住んでいる性的マイノリティや、約１２０の国と地域から来ている人々、年齢や世代、障害など、人々が違いを感じやすいことに関して、お互いの人権や多様性に関する理解を深めていくことによる、さらなる地域社会の発展が望まれている。

中野区、区民、事業者が力を合わせ、互いに地域社会の一員として活躍できる環境づくりを行うことで、人権と多様性を尊重するまちをつくることを宣言するため、

「中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例」

を制定した。（２０２２年４月１日施行）

▲条例の全文
（中野区ホームページ）

⑧－２　中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例の制定

▼目的

　人権及び多様性を尊重するまちづくりを推進するための基本理念を定め、中野区、区民及び事業者の責務を明らかにすることにより、人々が心豊かに安心して暮らし、共に新たな価値を生み出していくことのできる中野のまちを実現する。

【基本理念】
　人権及び多様性を尊重するまちづくりは、全ての人が、性別、性自認、性的指向、国籍、人種、民族、文化、年齢、世代、障害その他これらの複合的な要因による差別を受けることなく、それぞれの能力を発揮し、地域社会の一員として暮らすことができることを基本理念とする。

▼主な内容

・中野区、区民、事業者の責務
・人権及び多様性を尊重するまちづくりに関する取組の推進
・中野区人権施策推進審議会の設置
・相談体制の整備

【中野区人権施策推進審議会】
人権及び多様性を尊重するまちづくりを推進するための区長の附属機関

▸委員構成：区民、学識経験者等１０名以内

▸委員任期：２年（再任可）

▸審議会の役割
①人権及び多様性の尊重に関する事業の運営状況及び相談等の状況について区長から報告を受ける。
②区長の諮問に応じ、人権及び多様性の尊重に関する重要な事項について調査審議し、答申する。

⑨ 子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種

【問合せ】健康福祉部　保健予防課長　関
電話番号　03-3228-7769

▼経過

２０１３年４月　子宮頸がん予防ワクチンが定期予防接種のひとつになる。
２０１３年６月　接種後に多様な症状が出現する事例が報告されたため、接種勧奨を控えるようになる。
２０２２年４月　国から「接種勧奨の再開」に関する通知が出される予定。

▼概要

子宮頸がん予防ワクチンの接種勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した区民に対するキャッチアップ接種を行う。

▸対象者
１９９７年度生まれ～２００５年度生まれの女性
約１３，５００人のうち、５，０００人が接種すると想定

▸接種費用：無料

▸接種回数：３回

▸接種期間（予定）：３年間（２０２２年４月～２０２５年３月）

▼勧奨方法

対象者（１３，５００人）及び転入者に予診票を個別送付する（予定）。

活力ある持続可能なまちの実現に向けた取組

地域経済の回復とまちのブランディングによる産業の活性化を進めるとともに、活力の再生と創出に向けたまちづくりを進めます。また、脱炭素社会の実現を見据えたまちづくりを展開します。

⑩中野二丁目再開発権利床活用事業に係る事業者募集
⑪中野区産業経済融資等の拡充
⑫中野区公契約条例の制定
⑬ゼロカーボンシティの実現に向けた取組
⑭中野区シティプロモーション事業
　　「ナカノミライプロジェクト２０２１」

ZERO CARBON CITY NAKANO 2050

【発信者】企画部 広聴・広報課長　高村
電話番号　03-3228-8928

⑩－１　中野二丁目再開発権利床活用事業に係る事業者募集

【問合せ】企画部　構造改革担当部長　石井　　電話番号　03-3228-3261

▼事業名

中野二丁目再開発権利床活用事業

▼事業の概要

２０２２年３月に策定した活用方針に基づき、中野二丁目再開発権利床の活用について、公募型プロポーザルにより民間事業者の募集・選定を行う。

具体的には、再開発建物２階部分に当たる権利床を有効活用するため、公共公益に資するスペースと収益等を目的として民間事業を一体的に展開する事業者に貸し付けるものする。その活用策の提案と事業者を募集し、選定する。

▸活用方針の概要

中野二丁目再開発権利床は、中野二丁目地区第一種市街地再開発事業、中野二丁目土地区画整理事業に伴い、従前の南部教育相談室跡地、堀江敬老館跡地、旧中野南自転車駐車場の一部の権利を再開発施設建築物の床に権利変換したものである。事業完了後、権利床部分については、自転車駐車場のほか、民間事業者への貸付と併せて公共公益に資する提案を誘導する。

▼想定スケジュール

２０２２年３月	募集要項の公表・募集開始
２０２２年５月以降	民間事業者の選定・基本協定の締結、内装工事等
２０２５年２月頃	再開発建物竣工

中野駅周辺　まちづくり事業　一覧

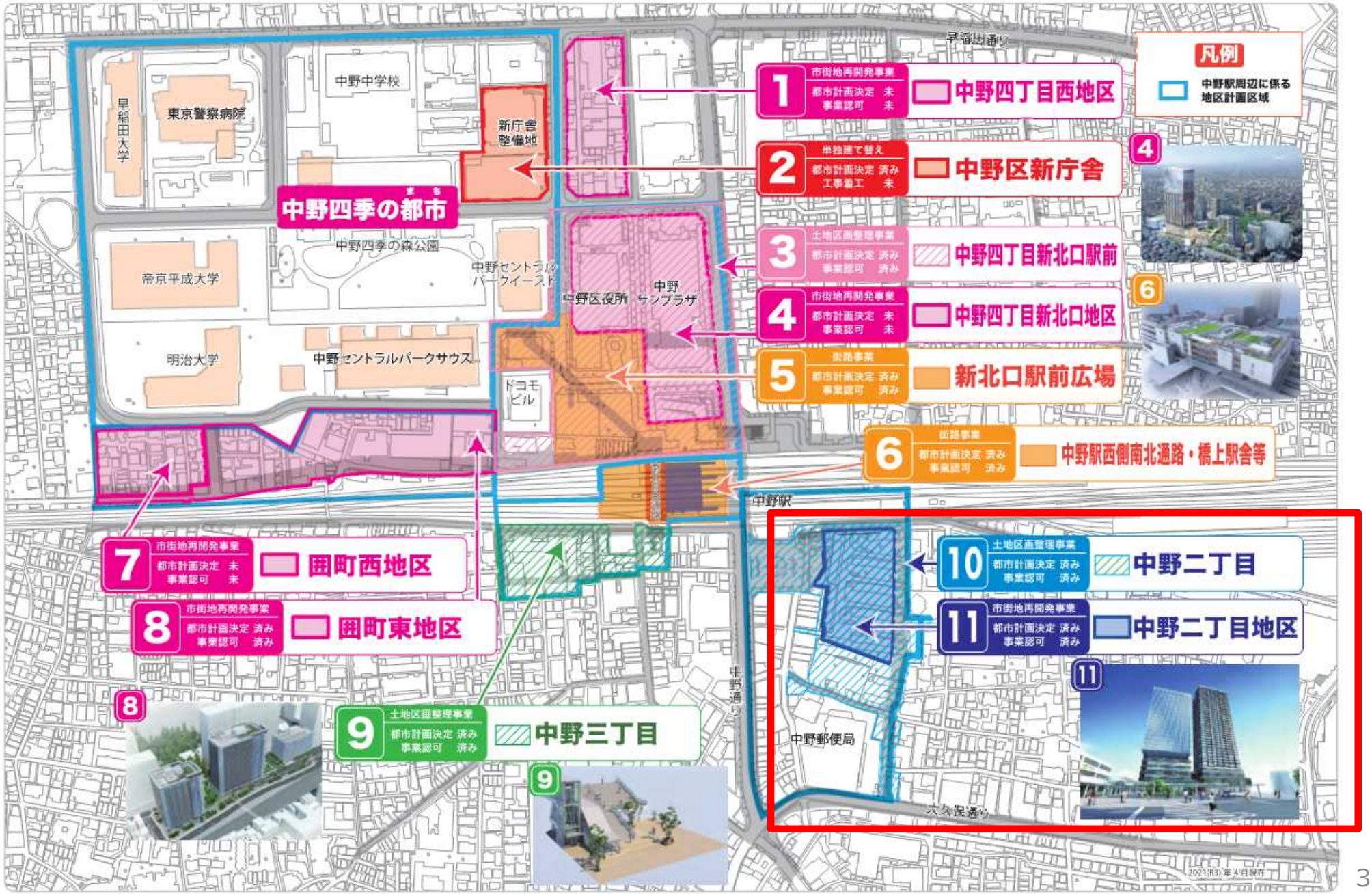

10 中野二丁目 土地区画整理事業

東京都の区画整理補助を活用

市街地再開発事業との一体的施行

駅前広場をはじめ地区内の道路整備

施行者	組合
都市計画決定	H26 年度
事業認可	H28 年度
事業完了	R 7 年度（予定）
施行地区面積	約 1.3ha

11 中野二丁目地区 第一種市街地再開発事業

業務・商業・住宅用途を整備

区画整理事業との一体的施行

駅前広場機能を補完する敷地内広場

後背の住宅地とのバリアフリー動線

施行者	組合
都市計画決定	H26 年度
事業認可	H30 年度
事業完了	R 7 年度（予定）
施行地区面積	約 1.0ha
施設建築物延床面積	約 99,000 ㎡

※2021(R3) 年 5 月現在。　※図やパースなどはイメージであり、今後の計画によってい変更となる可能性があります。

中野二丁目地区第一種市街地再開発事業の概要

2019年12月

1. 事業の目的

施行地区の概況

当地区は中野駅南口の駅前に位置し、商業・業務が混在した建物や更新時期を迎えた東京都住宅供給公社の賃貸住宅が立地しています。当地区を含む中野駅周辺地区は、中野区都市計画マスタープランのまちづくり方針において、再開発などによる土地利用の高度化、景観の向上や駅前交通結節機能の改善・整備をすすめながら「広域中心拠点」として育成する「商業・業務地区」に位置づけられています。

事業の目的

当地区では、交通結節機能の強化を図るとともに、業務・商業・住宅等の多様な都市機能が集積した複合施設としての整備を目的としており、市街地再開発事業と土地区画整理事業の一体的施行により整備を進めることとしております。

土地区画整理事業では、駅前広場の拡張整備や道路の新設及び拡幅等による公共施設の整備改善と防災性の向上を図ります。

市街地再開発事業では、駅前広場機能を担う歩行者空間の整備や商業施設・事務所・住宅を整備することにより、中野駅南口の活性化とにぎわいの創出を図るとともに、地区の高低差に対応して2階レベルに広場等を整備し、周辺地域とのネットワークに寄与するユニバーサルデザインに配慮した新たな歩行者動線を整備していきます。

2. 再開発事業の概要

事業名称	東京都市計画事業 中野二丁目地区第一種 市街地再開発事業
組合の名称	中野二丁目地区市街地再開発組合
事業施行期間	2018年7月31日 ～2026年1月31日
施行地区	東京都中野区中野二丁目地内
施行地区面積	約1.0ha
認可日	（組合設立）2018年7月31日 （事業計画変更）2019年12月24日
権利者の状況	土地所有者11件（共有含む） 借地権者1件
参加組合員	住友不動産株式会社

資金計画（単位 百万円）

収入金	補助金	9,400
	参加組合員負担金	53,900
	保留床処分金	—
	その他負担金等	—
	合計	63,300

支出金	調査設計計画費	1,936
	土地整備費	48
	補償費	9,264
	工事費	50,839
	借入金利子	100
	事務費	508
	その他	605
	合計	63,300

3. 主な経緯と予定

経緯

- 2005年10月　中野二丁目地区再開発準備組合設立
- 2015年3月　都市計画決定
  （土地区画整理事業等関連都市計画と同時決定）
- 2016年5月　土地区画整理組合設立認可
- 2018年7月　市街地再開発組合設立認可
- 2019年4月　特定業務代行の決定

予定

- 2019年度　権利変換計画認可
  建築工事着工
- 2023年度　建築工事完了
- 2025年度　市街地再開発事業完了
  土地区画整理事業完了

4. 計画配置図

5. 施設建築物の概要

	（業務棟）	（住宅棟）	（合計）
敷地面積	約 5,681㎡	約 4,400㎡	約 10,081㎡
建築面積	約 4,350㎡	約 3,500㎡	約 7,850㎡
延べ面積	約 49,700㎡	約 49,300㎡	約 99,000㎡
容積対象面積	約 40,270㎡	約 30,790㎡	約 71,060㎡
建蔽率	約 77 %	約 80 %	約 78 %
容積率	約 709 %	約 700 %	約 705 %
最高高さ	GL+約 117 m	GL+約 147 m	
階数	地上 20 階	地上 37 階	
	地下 2 階	地下 2 階	
構造	鉄骨造 （中間層免震形式）	鉄筋コンクリート造 （中間層免震形式）	

主要用途	住宅	約 39,550㎡	住宅戸数：397戸
延床面積	事務所	約 36,500㎡	
	商業施設等	約 8,900㎡	
	駐車駐輪場	約 13,300㎡	駐車：324台
			駐輪：1,545台
			（区駐輪場約500台含む）

その他敷地内に地区施設として、広場・歩行者通路等を整備
- 広場（1号：約500㎡　2号：約1,100㎡）
- 歩行者通路（幅員4m）・歩道状空地（幅員4m）

6. イメージパース・断面図

※　2019年12月現在の概要であり、今後変更となる可能性があります。

中野二丁目地区第一種市街地再開発事業 権利変換計画 配置設計図 2階平面図 S=1:500

⑩－２ 中野二丁目再開発権利床活用事業に係る事業者募集

▼事業の構成

▸活用床の貸付

中野区は、活用床の全体（約６８３㎡）を実施事業者１者に貸し付け、実施事業者は本来事業とともに、地域情報交流スペースの運営を行う。本来事業部分は有償、地域情報交流スペース部分は無償とし、貸付期間や条件は提案に応じ協議により設定する。

▸地域情報交流スペースの内容

地域情報交流スペースは、誰もが無償で利用できるフリースペースと、情報発信機能を基本とし、本来事業との一体的運営など実施事業者の創意工夫による展開を求める。スペースの有効活用として、講座の開催や一部スペースの貸出し、軽飲食の提供など利用者の利便に供するサービスを有償で行うことも可能とする。

また、情報発信機能は、中野区や地域の魅力を発信するため、中野区との協議により運営方法を定める。

▸事業期間

基本協定締結の日から活用床における定期建物賃貸借契約の期間満了日まで

▼選定方法

プロポーザル方式で行うこととし、別途設置する選定委員会の審査に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。なお、選定基準を満たした応募者がいないと判断したときは、選定しない。

▼提案に関する条件

①活用床の貸付け等に関する条件

▸貸付方法

活用床は、再開発建物が竣工し内装等工事も完了した後に、再開発組合から区が引渡しを受けることとなっている。その後、中野区と実施事業者の間で定期建物賃貸借契約を締結して貸し付けることを想定している。なお、実施事業者は、書面による区の承諾を得ることなく、定期借家権の譲渡又は転貸を行うことはできないものとする。

▸貸付価格

貸付料は、近隣相場等を水準とした金額の提案を求める。実際の貸付までには期間があることから、提案額は参考価格とし、最終的な価格は定期建物賃貸借契約締結時に、中野区と実施事業者との協議により決定する。また、貸付期間中、経済事情等に鑑み、将来に向かって賃借料の見直しを行うことができるものとする。貸付料には、基本貸付料、共益費等を含むものとする。

▸貸付料の算定

貸付料は、本来事業部分を有償、地域情報交流スペース部分を無償として算定する。
また、実施事業者から申し出がある場合において、地域情報交流スペース管理経費として地域情報交流スペース面積分の１０％を上限として賃借料相当額を賃借料から減額することができるものする。

＜実施事業者貸付料負担の算定式＞
貸付料＝全体面積×本来事業割合×貸付料㎡単価
減額措置＝全体面積×地域情報交流スペース割合×貸付料㎡単価×10%
実施事業者負担分（区賃料収入分）＝貸付料－減額措置

【用途割合及び賃借料負担のイメージ】

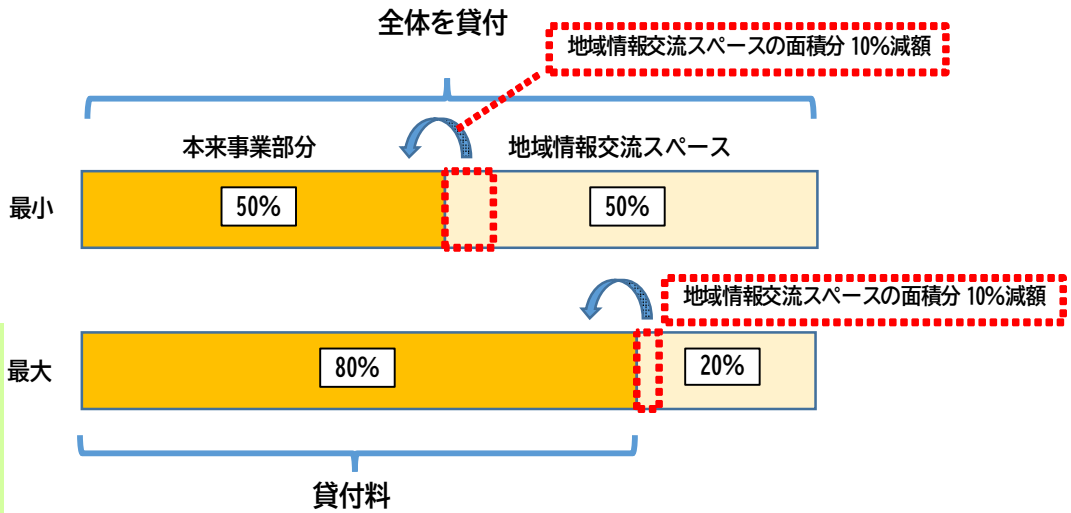

▼提案に関する条件

②活用用途に関する条件

提案に当たっては、中野二丁目再開発権利床活用方針（令和４年３月策定）等の関連計画等を踏まえたものとすること。また、都市計画や建築物等に係る関連法令等の遵守、再開発組合が提示する工事設計指針書等を遵守すること。

本来事業の用途については、事務所または店舗（飲食及び医療を主とした店舗、厨房や調理室等が必要な用途、その他再開発組合の規定等に抵触する業種業態を除く）とし、地域情報交流スペースとの親和性のある業種業態の提案を求める。用途割合については本来事業部分は貸付面積の５０％～８０％とし、廊下、トイレ等の共用部分は地域情報交流スペースに含めることができるものとする。

③地域情報交流スペースに関する条件

▸基本的な事項

地域情報交流スペースは、実施事業者が活用床の中で協定に基づいて設置するものとする。地域に開かれ、交流を促すような運営を期待し、講座の開催や一部スペースの貸出し、軽飲食の提供など利用者の利便に供するサービスを有償で行うことも可とする。また、情報発信機能は、区や地域の魅力を発信するため、区との協議により運営方法を定めていくことする。

▸開設日及び開設時間

開設日及び開設時間は活用床全体に準ずるものとする。

▸管理運営主体

管理運営は、実施事業者が直営または委託等により行うものとし、転貸は原則として禁止する。

⑪ 中野区産業経済融資等の拡充

【問合せ】区民部　産業振興課長　平田　電話番号　03-3228-5590

▼目的

区内中小企業等への支援を拡充し、融資制度を利用しやすいものに見直すことで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による業況悪化に対応し、区内経済活性化を図る。

▼内容

①中野区産業経済融資の改正

・貸付限度額の引上げ

▸事業資金：５，０００万円（改正前は３，０００万円）
▸事業活性化支援資金：３，０００万円(改正前は１，５００万円)
▸事業活性化支援資金(小口)：２，０００万円(改正前は１，５００万円)

・「商店街出店者優遇」の対象資金の追加

本人負担率の利率優遇措置である「商店街出店者優遇」の対象資金に、事業資金及び小規模企業特例資金（中野小口）を追加する。

【本人負担率】
▸事業資金：０．８％（非適用時は１．３％）
▸小規模企業特例資金(中野小口)：０．４％（非適用時は０．８％）

②中野区小規模事業者経営改善資金利子補給金の改正

２０２１年度に実施している補助率の引上げ（５０％から１００％へ引き上げ）について、期間を２０２４年度まで延長する。

⑫－１　中野区公契約条例の制定

【問合せ】総務部　経理課長　吉沢　　電話番号　03-3228-5418

新型コロナウイルス感染症の影響により景気は厳しい中、労働者の賃金水準等を含めた労働環境の整備に関する取組みが求められており、東京都内の１２自治体で公契約条例が制定されている。

中野区は、公契約に従事する労働者の適正な労働環境整備を推進し、公契約の適正な履行や品質を確保することにより、地域経済の活性化と区民福祉を向上するため、**中野区公契約条例**を制定した。（2022年4月１日施行）

中野区の特徴

▸事業者の意見を聴取するとともに理解を深めるために、事業者を対象とした学習会・懇談会を開催

▸２０２２年度に公契約審議会を設置して、労働報酬下限額の設定や条例の運用などを審議し、条例の実効性を担保した上で、２０２３年度から適用開始

▼労働者の範囲

・受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働者

・受注者又は受注関係者との契約により、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者で、当該業務を他の者を使用しないで行うもの

▼対象となる公契約の範囲

・工事又は製造の請負契約：予定価格が１億８，０００万円以上のもの

・工事又は製造以外の請負契約、業務委託契約：予定価格が１，０００万円以上のもので規則で定めるもの

・指定管理者と締結する協定

⑫－２　中野区公契約条例の制定

▼区の責務

区は基本方針を踏まえ、公契約に関する施策を総合的に策定し、実施する。

【基本方針】▸公契約に係る手続の透明性の確保及び公正な競争の促進
▸談合その他の不正行為の排除
▸受注者における労働者等についての適正な労働条件の確保
▸公契約の適正な履行及び品質の確保
▸区内事業者の公契約を受注する機会の確保

▼受注者の責務

・契約に係る業務の公共性を認識し、法令を遵守する。公契約に従事する労働者等の労働条件を適正なものとするよう努める。
・公契約に係る業務の一部を他の者に請け負わせ又は委託する場合は、区内事業者が請け負い又は受託する機会を確保するよう努める。

▼労働報酬下限額の設定

・区は、公契約審議会を設置し、労働報酬下限額（公契約における１時間あたりの労務の対価の下限額）を設定する。
・労働報酬下限額は、公契約審議会の意見を聴いた上で、区長が決定し、告示する。

▼今後のスケジュール

２０２２年４月　中野区公契約条例施行
２０２２年８月　公契約審議会設置（労働報酬下限額の設定・答申）
２０２３年３月　労働報酬下限額の告示
２０２３年４月　中野区公契約条例運営開始

▲条例の全文
（中野区ホームページ）

⑬－１　ゼロカーボンシティの実現に向けた取組

【問合せ】環境部　環境課長　波多江　　電話番号　03-3228-5695

　中野区は、２０５０年までに二酸化炭素(CO_2) 排出量実質ゼロを目指す「中野区ゼロカーボンシティ宣言」をしました。
脱炭素社会を実現するために、中野区と区民、事業者がより密接に連携して、二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。

▲2022年3月23日協定締結式

▼取組内容

２３区初　燃料電池自動車レンタカーによる
水素エネルギー活用の普及啓発事業「なかのMIRAIプラン」

▸概要
　包括連携協定を締結しているトヨタモビリティサービス株式会社と連携して、水素を利用し走行時にCO_2を排出しない燃料電池自転車のレンタル料金を利用しやすい料金に設定することで、水素エネルギー活用の普及啓発を図る。

▸利用対象者　中野区民（利用限度：１人３回まで）

▸利用料金(税込。保険・補償プランの料金含む)
　６時間利用：7,150円　12時間利用：9,350円　24時間利用：11,550円　48時間利用：23,100円

▸申込先　トヨタレンタカー中野坂上店（中野区本町１丁目）

▸期間　２０２２年４月１日から２０２３年３月３１日まで(予算額に達した時点で受付終了)

⑬－２ ゼロカーボンシティの実現に向けた取組

CO_2を削減し、地球温暖化を防ぐため、区内の住宅などに省エネ設備を設置する費用の一部を助成します。

▼ 蓄電システム設置費用の助成

▸補助対象者 区民、区内にある集合住宅の管理組合等

▸補助金額 １０万円（一律）

▸補助対象設備の要件
太陽光発電設備と連携するもので、２０２２年２月１日から２０２３年１月３１日までに設置したもの

▸受付期間 ２０２２年４月１日から２０２３年２月２８日まで

▼ 高断熱窓・ドア設置費用の助成

▸補助対象者 区民、区内にある集合住宅の管理組合等

▸補助金額 補助対象経費の１／４（上限額１５万円）

▸補助対象設備の要件
・既存住宅で新たに改修設置すること（２０２２年４月１日から２０２３年１月３１日までに設置したもの）
・新品であること
・高断熱窓の場合は、1つ以上の居室における全ての窓に高断熱窓を設置すること

▸受付期間 ２０２２年７月１日から２０２３年２月２８日まで

ナカノ ミライ プロジェクト

シティプロモーション係／4階
☎(3228)5467　FAX(3228)5645

ナカノミライプロジェクトは、シティプロモーションの一環として、区と区内企業が連携して、中野の未来について考えるワークショップです。

◀シティプロモーションについて詳しくは、区HPをご覧ください

テーマは「地域を元気にする」

参加企業の若手社員を中心に4回のワークショップを開催。「新型コロナウイルス感染症を乗り越える」を共通目標に、「中野をPRする二つのプラン」と「気軽に中野のまちを巡り楽しんでもらうプラン」を企画しました。作成した二つの広報物と参加メンバーのコメントを紹介します。

今年度の参加企業（50音順）
関東バス(株)、(株)構造計画研究所、西武信用金庫、(学)新渡戸文化学園、東日本旅客鉄道(株)中野駅・中野車掌区・中野電車区、三井住友信託銀行(株)中野支店、宮園自動車(株)、(株)矢野経済研究所、(株)友和(Yuwa Group)

「2千年後のあなたへO（お）・MO（も）・I（い）・YA（や）・RI（り）」

中野のまちや企業の「思いやり」を、物語形式で届けるプロモーション動画です。

(株)構造計画研究所
加藤慶生さん

今回のテーマは「思いやり」。中野でどのような人が働き、どのような思いやりを提供しているかを、ユニークなストーリー仕立てでお届けします。中野のまちの温かさを再認識するきっかけになればと思います

「やさしい なかの 御朱印さんぽ」

中野通りを中心に、寺社やカフェなどを紹介した散歩マップです。裏面では区内企業の「やさしさ」を、参加メンバーが紹介。

フィールドワークを通して感じた「まちのやさしさや活気」をお届けしたい！との思いで制作。企業の垣根を越え、中野のことを本気で考えました。ホッとできるお気に入りの場所をぜひ見つけてください

(学)新渡戸文化学園
新井伶央名さん

こんな活動も ++++++

ナカノめぐランプリ

SNSの投稿でプレゼントが当たる「ナカノめぐランプリ」。「推し麺くじ」と「わたしの中野30分」をテーマにそれぞれ写真と動画を募集し、3月10日にグランプリを決定しました。

◀「わたしの中野30分」グランプリ受賞作品

作成したプランは3月28日公開

同日以降、区HPでご覧になれます。「御朱印さんぽ」は、中野駅など参加事業所や区民活動センターでも配布します。

2022年度　中野区シティプロモーション事業助成

助成額 **100万円**

事前相談受付期間　3/28(月)～4/28(木)

★事前相談を受けなければ、申込みできません

つながる はじまる なかの

中野区企画部広聴・広報課　シティプロモーション係